

日行連発第 145 号
平成 29 年 5 月 11 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 益 本 納

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
公布について（お願い）

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、許可申請書への添付書類の様式新設等の所要の措置を講ずる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が平成 29 年 4 月 28 日に公布されました。

本改正により、①産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業を含む。）の新規・更新・事業範囲変更許可申請に係る添付書類の様式新設、②産業廃棄物処理業者等が役員を変更した際の届出について、法人にあっては登記事項証明書の添付が必要である旨を規定するとともに、③登記事項証明書の添付を要求する場合における「変更の日から 10 日以内」としていた変更届出書の提出期限を「30 日以内」にすることとなりました。

本改正の施行期日については、①については、平成 29 年 10 月 1 日とし、②及び③については、平成 29 年 5 月 15 日となっております。

各単位会におかれましては、本改正施行規則が施行された後、支障なく各会員が業務を遂行できるよう、本改正内容について各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、改正施行規則の詳細内容につきましては、以下の環境省 URL よりご確認いただくことができる他、日行連会員ホームページ連 con でもご案内しておりますので、ご承知置きいただきたくお願い申し上げます。

記

【参考 URL】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について
<http://www.env.go.jp/press/104040.html>（環境省）

以 上